

令和7年第3回定例会

## 建設常任委員会記録

令和7年9月17日（水）於 前川新館3階第3会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時06分

○出席委員（7名）

6番 工藤 賢生 委員	7番 竹内 博之 委員	13番 蛭名 正樹 委員
18番 野村 太郎 委員	21番 蒔苗 博英 委員	22番 松橋 武史 委員
26番 工藤 光志 委員		

○出席理事者（1名）

都市整備部長 小山内 孝紀

○出席事務局職員（2名）

主幹兼議事係長 蝦名 良平 書記 須藤 弘毅

---

—————†————— ◇ ▷ ——————†—————

【午前10時00分 開会】

○委員長（蛭名正樹委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

---

議案第106号 弘前市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（蛭名正樹委員） 議案第106号弘前市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（小山内孝紀） 私のほうから、議案第106号弘前市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

お手元の説明資料を御参照願います。

提案理由でございますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の概要でありますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令、いわゆるバリアフリー法施行令の一部改正により、第15条が新設されたことに伴い条ずれが生じたため、バリアフリー法施行令を引用している弘前市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、令第21条第2項第1号の記載を1条繰り下げようとす

るものであります。

具体的な改正内容につきましては、次のページの条例新旧対照表を御参照願います。

表左側が新しいもので、右側が現在のもの——旧でございます。本条例案の改正につきまして、条例第4条第6号内にあります「令第21条第2項第1号」を1条繰り下げる「令第22条第2項第1号」と字句を改めているものでございます。

説明資料へお戻り願います。

最後に、この条例の施行日は、公布の日からとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（姥名正樹委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○26番（工藤光志委員） これは公園内のバリアフリーとなれば、公園まで行くための道路、歩道は建設部との協議が必要になると思うのですが、とにかく公園内のバリアフリー化だけを進めても、公園まで行く道路の、要するに歩道のバリアフリーとか、そういうふうなものとの協議はどういうふうになっていますか。

○都市整備部長（小山内孝紀） ただいま工藤委員からお話をありました、公園まで行く道路等のバリアフリー化がどうなっているかということについてですけれども、こちらのほうはバリアフリー法が平成18年に制定されまして、その前からですけれども、弘前市内では弘前駅から公園等を中心とした道路の整備とか、そういったようなタイミングでバリアフリー法に基づいた整備をしてきております。

それで、これまでバリアフリー計画をつくって、もっとバリアフリー化を進めるかどうかというような話もあつたりしましたけれども、駅から弘前公園までの主要な道路につきましては一定のバリアフリー化がなされているというところ、そして今後新たに修繕等をする道路につきましていろいろ検討しているところですけれども、バリアフリー計画をつくっての恩恵といった部分でなかなか具体的なものが見いだせないということもありますし、今後まちなかを整備していくに当たって、有利なものとか受け入れられるようなものがあれば、また計画をつくって進めていく、そういうふうな中で検討しているところでございます。

○26番（工藤光志委員） 建設部が所管する歩道とか車道から歩道のバリアフリー化ができるいいから、私がこういう質疑をしているのですよ。だから今、都市整備部長として、都市計画課としてのバリアフリー化のことを議題にしているのですけれども、建設部との協議を進めて、市民がちゃんと公園まで移動できるような体制が取られていないからこういう質疑をしているのです。

バリアフリー化を進めた道路にしても、歩道の凸凹も大変だと。この前、部長も一緒に土手町を歩いて百石町を歩いてみても、ああいうふうな鉄板を敷いている歩道もある。そういうのもちゃんとしなければ、ただ公園のもののバリアフリー化だけを進めても何も無駄なのですよ。

だからこういうとき、早急に建設部と協議をして、その歩道とか車道のバリアフリー化も進めていってほしいということを意見として申し上げて終わります。

○委員長（姥名正樹委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（姥名正樹委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（姥名正樹委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（姥名正樹委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時06分 散会】